

オンラインによる国地方係争処理委員会の手続の実施要領

令和6年7月25日

国地方係争処理委員会決定

目次

第1	目的等	
1	目的	3頁
2	実施要領の位置付け	3頁
3	対象手続	4頁
4	施行日	4頁
第2	電子情報処理組織による手続の手順について	5頁
第3	ウェブ会議方式による審査期日の実施の手順について	7頁
第4	留意事項	9頁
別紙	対象手続一覧	

第1 目的等

1 目的

国地方係争処理委員会（以下「委員会」という。）は、他の行政機関による係争処理手続や民事裁判手続におけるオンライン化の状況を踏まえ、オンライン方式による審査手続の実施を推進するため、国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則（以下「本件規則」という。）について所要の改正を行った（令和6年7月25日委員会決定）。

本実施要領は、地方自治法施行令第174条の5に基づき、委員会がオンライン化の対象となる手続とその具体的な実施方法を定めるものである。

2 実施要領の位置付け

(1) デジタル手続法における位置付け

委員会の審査における手続のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）において文書で行うことが求められているものについては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）に基づき、総務省令の定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。デジタル手続法を受けた総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「本件総務省令」という。）第4条第1項は、デジタル手続法第6条第1項に基づき申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、申請等を行わなければならない、また、同条第2項ただし書きは、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合には、同条第2項本文により原則として要求されている電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付すことを要しない旨を規定している。

本実施要領は、委員会の審査の手続について、本件総務省令第4条第1項の行政機関の定め及び同条第2項ただし書の所定の電子署名等に代わる行政機関等の指定する本人確認の措置を定めるものである。

(2) 本件規則における位置付け

本件規則が定める委員会に対して行われる通知等のうち、書面等によることが求められているものについては、本件規則第31条第1項に基づき、別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用した方法により行うことができる。同条第3項ただし書きは、同条第1項の規定に基づき委員会に対する通知を行う者は、委員会の指定する方法により当該通知の手

続を行った者を確認するための措置を講じる場合には、同項本文により原則として要求されている電子署名等を付すことを要しないことを規定している。

また、本件規則第 11 条第 2 項は、別に定めるところにより、当事者間の提出書面等の写しの直送を電子情報処理組織を使用した方法により提供できる旨を規定している。

本実施要領は、本件規則第 11 条第 2 項及び第 31 条第 1 項の別の定め並びに本件規則第 31 条第 3 項ただし書所定の電子署名等に代わる委員会の指定する本人確認の措置を定めるものである。

(3) その他

本実施要領は、委員会の審査における手続のうち、法令及び本件規則の規定において書面等の方法が定められていないものについて、電子情報処理組織を用いた方法により行う場合の具体的な実施手順を定める。

また、本実施要領は、委員会の審査期日に出席が必要となる手続について、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議方式」）により行う場合の具体的な実施手順を定める。

3 対象手続

委員会の審査の手続のうち電子情報処理組織による手続の対象となるもの及びウェブ会議方式による実施の対象となるものは、別紙対象手続一覧のとおりである。

4 施行日

令和 6 年 8 月 26 日から施行する。

第2 電子情報処理組織による手続の手順について

① 委員会に対して行われる手続について

(1) 意向確認

- ・ 審査手続において、電子情報処理組織を用いた方法による手続を希望する当事者等は、事前に総務省行政課の担当職員（以下「担当職員」という。）に対し、本人名（知事、市長、大臣等）でその旨の届出を提出する（別紙様式例参照）。同時に、手続において利用するメールアドレス（当事者又はその職員が職務上使用しているアドレスに限る。）を適宜の方法で届け出る。なお、届出に特段の記載がない限り、別紙「対象手続一覧」の1（委員会に対して行われる手続）、2（委員会が行う手続）及び3（当事者等間の手続）記載の各手続について電子情報処理組織を用いた方法を利用することを希望したものとしてその後の手続を進める。

ただし、委員長が、電子情報処理組織を用いた方法による手続を開始すること又は継続することが相当でないと認める時は、電子情報処理組織を用いた方法による手続を利用できない場合がある。

(2) 実施方法

電子情報処理組織を用いた方法による手続を行う場合には原則として電子署名等を付す必要があるが、以下に定める本人確認措置を講じる場合は、この限りでない。

ア 共通パスワードの設定

- ・ 担当職員は、当事者等から(1)の届出を受けた場合、当該審査の手続で使用する共通パスワードを、当該当事者等に対し、電話等の電子メール以外の方法で伝達する（パスワードは原則として担当職員が審査案件ごとに設定するものとする。）。

イ 電子メールを用いる場合の実施方法

- ・ 送信先は、総務省行政課の担当職員が指定するアドレスとする。
- ・ 電子ファイル（原則PDF形式）を共通パスワードにより暗号化し、メールに添付して送付する。大容量の場合、分割して送付する。
- ・ 当事者等は、電子メールを送信した直後、担当職員に対し、その旨を電話で連絡する。連絡を受けた担当職員は、速やかに電子メールの受信の有無を確認し、添付された電子ファイルの内容に問題がなければ、双方当事者に対し、その旨を連絡する。なお、審査申出書については、受信日時を記載した電子メールを双方当事者に送信する。

ウ 総務省大容量ファイル転送システムを用いる場合の実施方法

- ・ 当事者等は、総務省大容量ファイル転送システム（以下「ファイル転送システム」という。）の利用を希望する場合には、適宜の方法により担当職員にその旨を連絡する。

- ・ 担当職員は、当事者等に対し、ファイル転送システムへのアクセス方法を、電子メールにより通知する。この際、アクセスのためのパスワードは、共通パスワードを設定する。
- ・ 当事者等は、ファイル転送システムにアクセスし、電子ファイル（原則PDF形式）をアップロードすることにより提出する。この際、電子ファイル自体にパスワードを付すことを要しない。
- ・ 当事者等は、ファイル転送システムに電子ファイルをアップロードした直後、担当職員に対し、その旨を電話により連絡する。連絡を受けた担当職員は、速やかに電子ファイルをダウンロードし、問題がなければ、双方当事者に対し、その旨を連絡する。なお、審査申出書については、(a) 審査申出人からアップロードした旨の連絡を受けた日時及び (b) 審査申出書をダウンロードした日時を記載した電子メールを、双方当事者に送信する。

② 委員会が行う手続について

(1) 意向確認

①(1)の届出に特段の記載がなければ、別紙対象手続一覧の委員会が行う通知について電子情報処理組織を利用することを希望しているものとする。(ただし、①(1)のただし書により、電子情報処理組織を用いた方法による手続を利用できない場合がある。)

ただし、審査結果又は勧告については、担当職員は、審査の結論が出た審査期日が終了後、速やかに当事者に電話連絡し、電子情報処理組織を用いた方法で受領することを希望するかどうかの意向を再確認する。

(2) 実施方法

- ・ 担当職員は、共通パスワードを使用して、電子ファイル（PDF形式）を電子メール又はファイル転送システムにより送信する。
- ・ 担当職員は、電子メールの送信又はファイル転送システムにおけるアップロード（URLの通知も含む。）の直後に、当事者等に電話で連絡する。
- ・ 連絡を受けた当事者等は、速やかに電子ファイルの内容を確認し、問題がなければ、担当職員に対し、その旨を連絡する。なお、審査申出人は、次の通知を受けた場合には、担当職員及び相手方に対し、速やかに受領日時（メールの受信時、ダウンロード完了時）をメールで通知しなければならない。
 - ④ 地方自治法第250条の14第1項から第3項までの規定による委員会の審査の結果又は勧告の内容の通知
 - ⑤ 同法第250条の18第1項の規定による委員会の通知
- ・ 担当職員は、受信・ダウンロードできないなどの不具合が生じた場合や、受領日時を記載したメールが速やかに送信されない場合には、書面による通知に切り替える（以後の手続も書面通知に切り替えることがある。）。

③ 当事者間の直送について

(1) 意向確認

①(1)の届出に特段の記載がなければ、別紙対象手続一覧の当事者等間の手続について電子情報処理組織を利用することを希望しているものとする。(ただし、①(1)のただし書により、電子情報処理組織を用いた方法による手続を利用できない場合がある。)

(2) 実施方法

- ・ 電子メールによって委員会に電子ファイルを提出する場合、担当職員と他の当事者を宛名とした一通のメールにより電子ファイルを提出することで直送を行うこととする。
- ・ ファイル転送システムにより委員会に提出する場合、同システムは当事者間の直送には使用できないため、別途、当事者間の協議に基づき、電子情報処理組織等を用いた方法により行う。
- ・ 当事者は、他の当事者から直送を受けた場合、受領書を電子メールにより担当職員に送信する。

第3 ウェブ会議方式による審査期日の実施の手順について

① 当事者等の口頭意見陳述

(1) 意向確認等

- ・ ウェブ会議方式による出席を希望する当事者等は、適宜の方法で、担当職員にその旨を伝える。
- ・ 当事者は、担当職員の指示に従い、事前に通話先の配席図を提出し、接続テストを行う。
- ・ なお、通話環境に問題がある場合や、委員会の指示に従わないおそれがあるなど、ウェブ会議方式によることが相当ではないと認める事情がある場合には、委員会がウェブ会議方式による出席を認めない場合がある。
- ・ 意見陳述の円滑な進行等の観点から、ウェブ会議方式による出頭の人数を限定する場合がある。

(2) 実施方法

- ・ 当事者等は、通話先において、本人又は代理人以外の者の立会を認めないよう留意する(担当職員は、審査期日直前に接続先の通話者と通話場所の確認を行う。)
- ・ 許可のない撮影、録音、録画及び放送は禁止とする。
- ・ 端末の不具合等により、ウェブ会議方式による出席者について音声を確認することができなくなった場合には、意見陳述を一時中止する。音声を確認できない

事態が5分程度で復旧できなかつた場合には、電話により意見陳述に参加するものとする。

- ・ 遵守事項が遵守されていない場合等には、ウェブ会議方式による手続を中止することがある。

② 参考人の陳述、鑑定人の鑑定、当事者等の職員の審尋について

(1) 当事者等による申立ての場合

- ・ 当事者等は、ウェブ会議方式による参考人の陳述等を求める場合には、理由を付記してその旨を証拠調べ申立書に記載する。証拠調べ申立て後に必要性が生じた場合には、速やかにウェブ方式による参考人の陳述等を求める旨とその理由を明らかにした書面（又は電子ファイル）を提出する。
- ・ 委員会は、ウェブ会議方式による参考人の陳述等の実施について、他の当事者等に対し、意見照会を行う（当該証拠調べを採用する見込みがなければ、照会しないこともある。）。
- ・ 委員会は、他の当事者等への意見照会后、ウェブ会議方式による参考人の陳述等を認めるかを判断し、当事者等に通知する。

(2) 職権による場合

- ・ 委員会は、職権により参考人の陳述等を実施する場合において、必要と認めるときは、当事者等に対し、ウェブ会議方式による実施について、意見照会する（なお、職権で採用した証拠調べについて、当事者等からウェブ会議方式による実施の求めがあった場合は、(1)に準じる。）。
- ・ 委員会は、意見照会后、参考人等のオンライン出席を認めるかを判断し、当事者等に通知する。

(3) 実施方法

- ・ 参考人等に対する不当な働きかけを防止し、通信環境を確保する観点から、原則として、次の方法によってウェブ会議方式による参考人の陳述等を行う。
 - ア 参考人等は、総務省の地方支分部局に出頭する。ただし、委員会が、通信環境を整え、参考人等に対する不当な働きかけを防止できる環境であると判断した場合であって、当事者等の同意があるときは、その他の場所に参考人等を出頭させることができる。
 - イ 通話先に行政課の職員が立ち会うものとする。
 - ウ 立会職員は、参考人等についての写真付身分証明書等による本人確認を行う。
 - エ 参考人等が特定の者による補助が必要であるなどの特段の事情がない限り、当事者等又はその代理人以外の立会いを認めない。なお、手続の円滑な進行等の観点から通話先での立会い人数を制限する場合がある。
 - オ 許可のない撮影、録音、録画及び放送は禁止とする。

カ 端末の不具合等により、ウェブ会議方式による出席者の映像又は音声の確認できなくなった場合において、復旧が困難であるときは、別期日に変更する(ただし、鑑定人の鑑定については、当事者等が同意した場合に限り、委員会の判断で音声のみ又は電話による実施に切り替えることもある。)

キ 遵守事項が遵守されていない場合等に、ウェブ会議方式による手続を中止する場合がある。

③ 場所の検証について

(1) 意向確認

- ・ ②(1)(2)に準じて、当事者等に意向確認を行う。
- ・ 委員会は、当事者等の異議がない場合において、ウェブ会議方式による検証を行うことが相当であると判断した場合には、当事者等にその旨を通知する。

(2) 実施方法

- ・ 場所の検証の適正な実施の観点から、原則として、次の方法によってオンラインによる場所の検証を行う。
 - ア 行政課の職員が現場に立ち会う。
 - イ 当事者等又はその代理人以外の立会いを認めない。
 - ウ 許可のない撮影、録音、録画及び放送は禁止とする。
 - エ 通信途絶があった場合は、別期日に変更する。

第4 留意事項

通知の到達時期について

デジタル手続法及び本件規則第31条の対象となる通知については、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなされる。本実施要領に基づく審査手続においては、電子メールの場合は受信した時、ファイル転送システムの場合はアップロードしたファイルをダウンロードした時を「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」に該当するものとして手続を進める。

また、デジタル手続法及び本件規則第31条の対象とならない通知についても、同様に電子メールの場合は受信した時、ファイル転送システムの場合はアップロードしたファイルをダウンロードした時を通知の到達時として手続を進める。

別紙

対象手続一覧

【略語】

地方自治法→法

地方自治法施行令→令

国地方係争処理委員会の審査の手続に関する規則→本件規則

1 委員会に対して行われる手続

手続	根拠規定
審査申出書の提出	法第 250 条の 13 第 1 項～第 3 項
審査申出の取下書の提出	法第 250 条の 17 第 1 項
答弁書の提出	本件規則第 6 条
反論書の提出	本件規則第 7 条
委員会決定により提出が認められた書面 (再答弁書等)	令第 174 条の 5
証拠調べの申立て	法第 250 条の 16 第 1 項 本件規則第 16 条
書類その他物件の提出 (証拠物や原本確認が必要であると委員会が判断したものを除く。)	法第 250 条の 16 第 1 項第 2 号
証拠の提出 (証拠物や原本確認が必要であると委員会が判断したものを除く。)	法第 250 条の 16 第 2 項
関係行政機関に関する参加の申立て	法第 250 条の 15 第 1 項 本件規則第 9 条
代理人の選任及び解任の届出	本件規則第 10 条
受領書の提出	本件規則第 11 条第 3 項
閲覧請求	本件規則第 29 条第 1 項
調停案の受託書の提出	法第 250 条の 19 第 2 項前段
委員会の勧告に即して相手方が必要な措置を講じたことの通知	法第 250 条の 18 第 1 項前段

2 委員会が行う手続

手続	根拠規定
審査申出書の補正命令	本件規則第 5 条
審査申出が取り下げられたことの通知	本件規則第 30 条
答弁書の提出要求	本件規則第 6 条
反論書の提出期間の通知	本件規則第 7 条
委員会決定に基づき行うその他の通知 (再答弁書の提出期限の通知等)	令第 174 条の 5
証拠調べの申立て期限の通知	本件規則第 17 条
証拠調べの採否等の通知	本件規則第 18 条
証拠の提出期間の通知	本件規則第 27 条
出席を求める旨等を記載した通知書の送付	本件規則第 8 条第 2 項、第 9 条第 4 項
審査の期日及び場所の変更通知	本件規則第 8 条第 4 項、第 9 条第 4 項
関係行政機関の参加に関する意見聴取	法第 250 条の 15 第 2 項
関係行政機関の参加を認める旨の通知	本件規則第 9 条第 2 項及び第 3 項
閲覧の日時場所の指定	本件規則第 29 条第 2 項
審査結果の通知・勧告・勧告内容の通知	法第 250 条の 14 第 1 項～第 4 項
調停案の受託勧告	法第 250 条の 19 第 1 項
調停成立の通知	法第 250 条の 19 第 2 項後段
相手方が委員会の勧告に即して講じた措置に関する審査申出人への通知	法第 250 条の 18 第 1 項後段
相手方が委員会の勧告に即して講じた措置に関する相手方への説明要求	法第 250 条の 18 第 2 項

以下の手続は、原則として書面によって行う。ただし、通知の相手方が、事前に電子情報処理組織による手続を希望する旨及びその連絡先を委員会に提出した場合は電子メールによって行う。

- ・ 参考人、鑑定人、当事者等の職員に対する呼出状（本件規則 21 条、26 条）
- ・ 所持人に対する書類その他の物件の提出要求（法 250 条の 16 第 1 項 2 号）

3 当事者等間の手続

手続	根拠規定
主張書面及び証拠書類の写しの直送	本件規則第 11 条第 1 項

4 ウェブ会議方式を利用した手続

手続	根拠規定
当事者等の口頭意見陳述	法第 250 条の 16 第 2 項
参考人の陳述	法第 250 条の 16 第 1 項第 1 号
鑑定人の鑑定	法第 250 条の 16 第 1 項第 1 号
当事者等の職員の審尋	法第 250 条の 16 第 1 項第 4 号
場所の検証	法第 250 条の 16 第 1 項第 3 号

第 号
令和〇年〇月〇日

国地方係争処理委員会 宛

〇〇〇〇 〇〇 〇〇

電子情報処理組織を用いた方法による手続の意向届出

オンラインによる国地方係争処理委員会の手続の実施要領に基づき、審査手続において電子情報処理組織を用いた方法による手続を希望します。

以上